2．中国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,270円」を「239,280円」に、部員「170,100円」を「171,110円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「180,800円」を「181,500円」に、鳥取県、島根県及び山口県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、２そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者の最低賃金額「179,400円」を「180,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

4．中国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「185,200円」を「187,200円」に改正することが適当である。

沖縄総合事務局最低賃金公示第１号

沖縄地方交通審議会から沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―0006沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

平成27年１月21日

沖縄総合事務局長　河合　正保

沖縄地方交通審議会の意見（要旨）

1．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,300円」を「240,250円」に、部員「177,500円」を「179,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

統　計

平成26年11月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	11　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−7,431	−9,831	−13,529
（対前年同月比）	（−45.1）	（−31.3）	（35.9）
貿易収支	−6,368	−7,666	−11,048
（対前年同月比）	（−42.4）	（−16.9）	（55.0）
輸出	63,221	65,669	57,051
（対前年同月比）	（10.8）	（11.2）	（17.7）
輸入	69,590	73,335	68,099
（対前年同月比）	（2.2）	（7.4）	（22.5）
サービス収支	−1,063	−2,165	−2,481
（対前年同月比）	（−57.2）	（−57.5）	（−12.2）
第一次所得収支	12,760	20,186	8,836
（対前年同月比）	（44.4）	（48.3）	（−1.0）
第二次所得収支	−998	−2,021	−1,276
（対前年同月比）	（−21.7）	（140.9）	（66.0）
経常収支	4,330	8,334	−5,969
（対前年同月比）	（―）	（―）	（232.4）
資本移転等収支	−66	−139	−261
直接投資	14,231	16,553	4,286
証券投資	−30,502	−36,580	−839
金融派生商品	12,218	6,027	2,904
その他投資	8,286	25,324	−13,053
外貨準備	831	753	1,999
金融収支	5,064	12,077	−4,703
誤差脱漏	800	3,881	1,527

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

平成26年７～９月中国際収支状況（第２次速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	７　月	８　月	９　月	７～９月
貿易・サービス収支	−13,124	−11,198	−9,103	−33,425
（対前年同月〈期〉比）	（16.6）	（6.5）	（−7.0）	（5.9）
貿易収支	−8,599	−8,520	−7,107	−24,227
（対前年同月〈期〉比）	（8.8）	（14.7）	（−0.4）	（7.9）
輸出	62,545	56,504	64,771	183,819
（対前年同月〈期〉比）	（8.1）	（1.0）	（11.8）	（7.0）
輸入	71,144	65,024	71,879	208,046
（対前年同月〈期〉比）	（8.2）	（2.6）	（10.4）	（7.1）
サービス収支	−4,525	−2,678	−1,995	−9,198
（対前年同月〈期〉比）	（34.8）	（−13.4）	（−24.9）	（1.0）
第一次所得収支	18,637	15,194	20,425	54,256
（対前年同月〈期〉比）	（3.4）	（20.5）	（25.0）	（15.5）
第二次所得収支	−1,497	−1,498	−1,492	−4,486
（対前年同月〈期〉比）	（95.6）	（188.7）	（146.5）	（137.5）
経常収支	4,016	2,498	9,830	16,345
（対前年同月〈期〉比）	（−33.1）	（59.0）	（65.3）	（20.9）
資本移転等収支	−496	−114	−69	−679
直接投資	8,899	6,133	4,140	19,172
証券投資	−22,804	15,409	39,091	31,696
金融派生商品	1,973	270	3,324	5,567
その他投資	16,971	−18,506	−30,194	−31,729
外貨準備	852	1,738	288	2,878
金融収支	5,890	5,044	16,649	27,583
誤差脱漏	2,370	2,659	6,888	11,917

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。